

○フォローアップ審査について

東京電力の料金メニュー毎に、実収入と料金算定での想定との乖離の妥当性を検討するため、毎年度の事後の適切な情報開示と検討の仕組みが必要である。開示すべき情報は、レートメイクに関する検証も行うため、1kWh当たりの原価構成(人件費等諸費用等)を含む必要がある。また、その旨が「電気料金情報公開ガイドライン」に盛り込まれる必要がある。消費者庁に、その策定に関与させるとともに、継続的に料金の妥当性を点検させるべきであるとする。

人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を上回る支出が行われないよう、経済産業省は継続的に監視すべきである。

このような仕組みを構築することを確認した上で、料金認可が行われる必要がある。

1. 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議では、部門別収支を毎年公表すること、原価算定期間後には原価と実績の部門別評価を実施すること提言されており、これを受けて「電気料金情報公開ガイドライン」を本年3月に見直したところ。
2. また、査定方針案では、今回の審査で終わることなく、認可後の東京電力の料金の妥当性について引き続き監視を続けるべき、具体的には、原価算定期間内においては、毎年度事業者が決算発表時等に、決算実績や収支見通しを説明するとともに、利益の使途や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家にとってわかりやすい形で説明すべきとしている。
3. そのため、事後評価の観点から、レートメイクに関する検証を行うため、1kWh当たりの原価構成(人件費等諸費用等)を含む情報開示を行うこととするなど適切な情報開示のあり方を検討し、実施する。また、人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を合理的な理由なく上回る支出が行われないよう、継続的に監視していく。

(出所:「消費者庁からの意見への対応について」平成24年7月19日経済産業省 より抜粋)